

内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 令和4年8月8日（月）17:20 ～ 17:35

場 所 合同庁舎8号館 共用会議室

出席者 先方）九後委員長、中本副委員長、浅野書記長 外3名

当方）窪田人事政策統括官 外2名

案 件 人事院勧告の取扱いに関する要求書の受取り

国公労連

本日出された人事院勧告等と今後の予算編成に関わって、要求書を提出する。詳細については、浅野書記長から説明をさせていただく。

それでは要求事項について強調したい点を以下のとおり述べる。

1. 賃金の改善等について、ご承知のとおり本日、人事院は月例給を921円、0.23%、一時金を0.10月引き上げる内容の2022年人事院勧告を行った。いずれも3年ぶりの改善となったものの、この間、急激に物価が高騰している下では、生活改善に遠く及ばない低額勧告となっている。また、最低賃金の引上げの目安額についてAランクで31円、Bランクで30円との答申が出されており、高卒初任給が4,000円引き上げられるが、国公労連の試算では、最低賃金を下回るような地域が増加する。これでは、優秀な人材確保に影響し、ひいては、良質な公務・公共サービスの安定的運営に支障を及ぼすこととなる。初任給格付けの改善など、抜本的な見直しが必要であると考える。

加えて、再び感染拡大している新型コロナウイルスや頻発する自然災害への対応など、昨今の厳しい行政現場の第一線で、職務上の重責を担っている中高年齢層や、再任用職員の俸給表改定はなく、生活悪化に拍車をかけるものだ。再任用職員については生活関連手当支給の要求に応えず、一時金が常勤職員の約半分の月数となっている課題も残されている。

一方、政府がケア労働者の賃上げを政策的に進めているが、医療職や福祉職俸給表は行（一）見合いで改定されることから、国家公務員の医師や看護師、介護士などは若年層を除いて賃上げとならず、民間準拠の観点からも不合理である。

今年の「骨太方針」では、中小企業も含めた賃上げを打ち出している状況にある中、国家公務員に対しても生活改善できる賃上げを政策的に実施することが必要であるというのが国公労連の基本スタンスである。

人事院勧告の内容は、国公労連の要求からすれば不十分ではあるが、少なくとも、官民較差に基づく給与・処遇の改善を図るため、改善部分を早期に実施することを求める。昨年のように人事院勧告が長期間にわたって放置されることのないように、適正に対処いただきたい。

2. 長時間労働の是正について、長時間労働の是正に向け、その基礎となる客観的な勤務時間管理システムの導入が地方出先機関を含めて不十分な実態にあることが職場

から指摘されており、問題視している。フレックスタイム制の柔軟化や休憩時間制度の柔軟化も打ち出されており、職員個々の勤務時間が複雑化し、その管理が一層煩雑となることが想定される。したがって、客観的な勤務時間管理システムの導入を予算措置も含めて、強力かつ早急に推進することを求める。

長時間過密労働は人事院の言う「能力のある多様な人材を継続的に採用し、戦略的に育成すること」にも影響を及ぼす問題であり、早急な解消が必要である。長時間過密労働の最大の要因は職場の人員不足であり、そのことを人事院も指摘している。人員不足の解消もなく、フレックスタイム制の柔軟化が進められれば、職員の健康はもとより、行政サービスの低下を招く結果になりかねない。公務員の増員は国民からの要求でもあり、長時間労働の是正・解消、職員の健康確保、行政サービスの向上のためにも現行の定員管理政策を見直すべきである。

改めて、総定員法廃止、定員合理化計画を中止・撤回し、長時間労働の是正はもとより国民の権利や安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に向けて、必要な定員の確保・配置を求める。

3. 非常勤職員の適切な処遇の確保について、非常勤職員の処遇改善について、政府が「同一労働同一賃金の徹底等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善や正規化に取り組む」とし、民間では改正されたパートタイム・有期雇用労働法に基づいて正社員と非正規社員との不合理な格差解消が進められている中で、人事院勧告等で何も触れられていないのは、極めて問題がある。無給の病気休暇の有給化、寒冷地手当などの生活関連手当等を支給するなど、常勤職員との不合理な格差解消を求める。

今回、初任給の改善が非常勤職員の給与にも影響することが考えられる。6月30日には、昨年の一時的減額分を含む一時金の大幅な減額が非常勤職員にも強行されたが、不利益だけを遡及することは、極めて不合理であり、予算確保をはじめ常勤職員と同様に給与を4月に遡って改善するために必要な措置を講じることを求める。そのため、「国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて」が申し合わされて5年が経過し、当時と非常勤職員を取り巻く状況も変化してきていることから、常勤職員との不合理な格差解消に向けて、この「申合せ」の見直しを求めたい。

毎回述べているが、新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害など、国の機関に対する国民のニーズに的確に対応するためにも、恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すべきである。少なくとも、改正労働契約法で定められている無期雇用への転換が公務職場でも可能となるよう制度を早急に整備していただきたい。7月27日の人事管理官会議幹事会において、期間業務職員の採用における運用の厳格化が周知されたが、任用更新に係る公募を厳格に実施することによって、職場を混乱させ、行政運営にも支障を及ぼすとともに、非常勤職員の権利を侵害している実態にある。こうした実態に目を向けて、制度の抜本改善に踏み切るべきであり、任用更新にかかる公募要件は直ちに撤廃していただきたい。

4. 定年の引上げをはじめとする高齢期雇用について、定年年齢の引上げにかかわっては、現在各府省段階で必要となる定員や級別定数が精査されており、「国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」には、「段階的に定年を引き上げる期間

において職員の年齢構成が偏ることがないように、必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員を確保するなどの措置を講ずること」とあり、このことを履行するためにも、別枠での措置の検討も含め各府省からの要求は十全に保証するべきである。

再任用制度について、先の「附帯決議」では「高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること」「現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること」とされている。再任用職員の処遇は先ほど述べたとおり劣悪であり、「附帯決議」を履行するためにも、改めて制度の抜本改善を求める。

5. 労働条件・業務関連予算等について、赴任旅費にかかわって、移転料に関する運用が変更され、実費支給が可能となるなどの改善面はあるが、請求手続きが煩雑化し、職員の負担が増加するなどの問題も抱えている。3社見積りの撤廃など、運用改善を求める。赴任旅費の支給が大幅に遅れる事案も多数発生しており、支払い事務の簡素化などを推進し、そうした問題の解消についても関係機関への働きかけも含めて、対応することを求める。

広域異動が昇格の要件となっているなどの当局の人事管理上の都合によって、育児や介護などの家庭的責任を負う職員が、新幹線通勤をはじめ遠距離通勤を余儀なくされている。そうした公務の実態とワークライフバランスを推進していることを踏まえれば、通勤に係る実費は当局の責任で弁償すべきである。駐車場料金を対象とすることなども含めて、通勤手当の支給要件・支給額の改善を求める。

他方、自然災害が頻発している中で、自然災害等に対応するために、職員が通勤手段の変更や宿泊が必要となる場合がある。その際、自己負担しているケースが散見される。こうした問題の解消も併せて求めたい。

人事院において今後、テレワークを行う場合に支給する新たな手当についての具体的な枠組みの検討が行われることとなっているが、現に今も経済的負担が強いられている職員がいることを念頭に、早期に負担解消策を講じることを求める。テレワークによる経済的負担は当局の命令によって発生するものであることから、手当の具体化に当たっては、較差外手当とし、そのための予算確保を求める。

6. 独立行政法人制度等について、独立行政法人については、民間労働法制が適用され、労働条件決定も労使自治に基づき決定されることが当然である。この間、政府は運営費交付金の削減を示唆しながら国準拠とする「要請」を行うなど、政府による実質的な干渉が行われてきている。労使自治を尊重し、不当な介入・干渉を行わないよう求める。

7. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について、冒頭述べたように、現行の人事院勧告制度とその実情には重大な問題意識を持っている。そうした中において、自立的労使関係制度の構築は非常に重要な課題と考えている。改めて、制度構築に向けた課題を協議する場を求める。

その他については、概算要求期重点要求にかかる交渉で主張しているので、そのことも踏まえて国公労連の要求実現に向けた検討を求めたい。

以上、特に強調したい点を申し上げたが、コメント等があればいただきたい。

内閣人事局

本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出された。これを受けて、その取扱いの検討に着手したところである。

国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取扱いの検討を進めてまいりたい。

その過程においては、皆様方の意見も十分にお聞きしたいと考えている。

給与以外の要求事項についても検討させていただいたうえで、しかるべき時期に回答を行いたい。

国公労連

勧告や報告の中で強調されているのは、公務の働き甲斐をどう確保していくのかということだと思っている。職員が安んじて公務に専念できる労働条件を確保できるようにしていかないといけない。

人事院勧告等を具体化するに当たっては、本日述べた要求を反映した内容とすることを求める。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）